

出席停止について

お子さんが、下記の疾病になった場合、学校保健安全法の定めるとおり出席停止になります。完治するまで登校を見合わせてください。出席停止の期間は症状により異なります。登校する前に必ず医師の診断を受け、下記の治癒証明書を学校へ提出してください。

出席停止の期間については、あくまでもめやすで、医師から感染の恐れがないと認められた時は、この限りではありません。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）

インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	風疹	風疹が消失するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
		その他の感染症（ノロウイルス等による感染性胃腸炎など）	治癒するまで

キ リ ト リ

治癒証明書

年 組 生徒氏名

病名

出席停止の期間 月 日（ ）から 月 日（ ）まで

上記の生徒は治癒したものと認められますので、登校しても支障がないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

主治医氏名



※完治後、一週間以内に提出してください。